

兵庫県公報

平成23年3月29日 火曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

教育委員会規則

	ページ
○ 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	1
○ 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	1
○ 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	2
○ 兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則等の一部を改正する規則	2
○ 兵庫県立海洋体育館管理規則等の一部を改正する規則	6

公布された法令のあらまし

- 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第5号）**
平成23年度の事務執行体制の整備を図るため、所掌事務について所要の整備を行うこととした。
- 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第6号）**
へき地手当の対象となる学校等の統廃合に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第7号）**
兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立淡路聴覚特別支援学校の名称を兵庫県立あわじ特別支援学校に変更することに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第8号）**
 - 兵庫県立但馬文教府及び兵庫県立文化会館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の整備を行うこととした。
 - 暴力団排除条例が平成23年4月1日に施行されることに伴い、県の事務又は事業において暴力団を利することとならないよう必要な措置を講ずるものとする当該条例の規定の趣旨に鑑み、公の施設に係る利用等の許可の基準等について所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県立海洋体育館管理規則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第9号）**
兵庫県立海洋体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴い、利便施設の利用の手続を定める等所要の整備を行うこととした。

教育委員会規則

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

兵庫県教育委員会
委員長 西村 亮一

兵庫県教育委員会規則第5号

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
第16条第1項第1号中「第25条」を「第26条」に改め、同項第4号中「及び」を「、」に改め、「博物館法（昭和26年法律第285号）」の右に「及びPTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）」を加える。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。



公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

兵庫県教育委員会
委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第 6 号

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表へき地学校の款 2 級の項宍粟市の目を削り、同表準へき地学校の款佐用郡佐用町の目中「南光給食センター」を削る。

附 則

この規則は、平成23年 4月 1 日から施行する。



兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月29日

兵庫県教育委員会
委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第 7 号

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 兵庫県立淡路聴覚特別支援学校の項を削り、兵庫県立和田山特別支援学校の項の次に次のように加える。

兵庫県立あわじ特別支援学校	聴 覚 障 害 者 又 は 知 的 障 害 者
---------------	-------------------------

別表第 2 兵庫県立淡路聴覚特別支援学校の項を削り、兵庫県立和田山特別支援学校の項の次に次のように加える。

兵庫県立あわじ特別支援学校	幼稚部	/	/	7	/	/	/
	高等部	本 科	普 通 科	/	30	30	38

附 則

この規則は、平成23年 4月 1 日から施行する。



兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月29日

兵庫県教育委員会
委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第 8 号

兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則等の一部を改正する規則

（兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則の一部改正）

第 1 条 兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則（昭和38年兵庫県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条」を「第 8 条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成16年兵庫県条例第 2 号）第 4 条」に改める。

第 5 条及び第 6 条を削る。

第 4 条の見出しを「(利用料金の基準額)」に改め、同条を第 6 条とする。

第 3 条第 1 項中「第 5 条」を「第 4 条」に改め、同条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(利用の許可の基準等)

第5条 教育委員会は、前条第1項の利用許可申請書又は同条第2項の利便施設利用許可申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第4条第1項の許可をしないものとし、その理由を付して当該申請をした者に文書で不許可の通知をするものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 文教府の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文教府の管理上支障があるとき。

2 前条第3項の場合において、教育委員会は、文教府の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(休館日)

第2条 文教府の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を選定することができる。

第7条中「教育委員会が」を「指定管理者が教育委員会の承認を受けて」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(規制)

第7条 文教府に入場した者は、文教府の秩序の維持並びに施設及び設備の管理上必要な指示に従わなければならない。

(管理)

第8条 条例及びこの規則に基づく教育委員会の権限のうち、条例第7条第3項及び第4項並びに次条の規定に基づく権限以外の権限は、条例第7条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

別表中「第4条関係」を「第6条関係」に、「使用料」を「利用料金の基準額」に改める。

様式第1号から様式第3号までの規定中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

(兵庫県立文化会館の管理に関する規則の一部改正)

第2条 兵庫県立文化会館の管理に関する規則（昭和45年兵庫県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条の規定により設置された」を「第8条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成16年兵庫県条例第2号）第4条の規定に基づき、」に改める。

第5条及び第6条を削る。

第4条の見出しを「(利用料金の基準額)」に改め、同条を第6条とする。

第3条第1項中「第5条」を「第4条」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用の許可の基準等)

第5条 教育委員会は、前条第1項の利用許可申請書又は同条第2項の利便施設利用許可申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第4条第1項の許可をしないものとし、その理由を付して当該申請をした者に文書で不許可の通知をするものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 文化会館の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化会館の管理上支障があるとき。

2 前条第3項の場合において、教育委員会は、文化会館の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(休館日)

第2条 文化会館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を選定することができる。

第7条中「教育委員会が」を「指定管理者が教育委員会の承認を受けて」に改め、同条を第9条とし、第

6条の次に次の2条を加える。

(規制)

第7条 文化会館に入場した者は、文化会館の秩序の維持並びに施設及び設備の管理上必要な指示に従わなければならない。

(管理)

第8条 条例及びこの規則に基づく教育委員会の権限のうち、条例第7条第3項及び第4項並びに次条の規定に基づく権限以外の権限は、条例第7条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

別表中「第4条関係」を「第6条関係」に、「使用料」を「利用料金の基準額」に改める。

様式第1号から様式第3号までの規定中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

(兵庫県立美術館管理規則の一部改正)

第3条 兵庫県立美術館管理規則（昭和45年兵庫県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「又は前条第1項の利用許可申請書」を「、前条第1項の利用許可申請書又は同条第2項の利便施設利用許可申請書」に改め、同条第2項中「又は第7条第2項又は前条第2項」を「、第7条第2項又は前条第3項」に改める。

(兵庫県立図書館管理規則の一部改正)

第4条 兵庫県立図書館管理規則（昭和49年兵庫県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第3条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(利用の許可の基準等)

第3条 教育委員会は、前条第1項の利便施設利用許可申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第6条第1項の許可をしないものとし、その理由を付して当該申請をした者に文書で不許可の通知をするものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 図書館の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があるとき。

2 前条第2項の場合において、教育委員会は、図書館の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

(兵庫県立嬉野台生涯教育センターの管理に関する規則の一部改正)

第5条 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの管理に関する規則（昭和54年兵庫県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「あつた」を「あった」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(利用の許可の基準等)

第6条 教育委員会は、第4条の利用許可申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第4条の許可をしないものとし、その理由を付して当該申請をした者に文書で不許可の通知をするものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

2 前条の場合において、教育委員会は、センターの管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

(兵庫県立歴史博物館管理規則の一部改正)

第6条 兵庫県立歴史博物館管理規則（昭和57年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「あつた」を「あった」に改める。

第14条を第15条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

(利用等の許可の基準等)

第9条 教育委員会は、第6条第1項の特別観覧許可申請書、前条第1項の利用許可申請書又は同条第2項の利便施設利用許可申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

条例第6条又は条例第9条第1項の許可をしないものとし、その理由を付して当該申請をした者に文書で不許可の通知をするものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 博物館の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があるとき。

2 第6条第2項又は前条第3項の場合において、教育委員会は、博物館の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

様式第5号中「第11条関係」を「第12条関係」に改める。

(兵庫県立人と自然の博物館管理規則の一部改正)

第7条 兵庫県立人と自然の博物館管理規則(平成4年兵庫県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第9条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

(利用等の許可の基準等)

第9条 教育委員会は、第6条第1項の特別観覧許可申請書、前条第1項の利用許可申請書又は同条第2項の利便施設利用許可申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第6条又は条例第9条第1項の許可をしないものとし、その理由を付して当該申請をした者に文書で不許可の通知をするものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 博物館の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があるとき。

2 第6条第2項又は前条第3項の場合において、教育委員会は、博物館の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

様式第5号中「第12条関係」を「第13条関係」に改める。

(兵庫県立考古博物館管理規則の一部改正)

第8条 兵庫県立考古博物館管理規則(平成19年兵庫県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

(利用等の許可の基準等)

第9条 教育委員会は、第6条第1項の特別観覧許可申請書、前条第1項の利用許可申請書又は同条第2項の利便施設利用許可申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第6条又は条例第9条第1項の許可をしないものとし、その理由を付して当該申請をした者に文書で不許可の通知をするものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 博物館の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があるとき。

2 第6条第2項又は前条第3項の場合において、教育委員会は、博物館の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

様式第5号中「第11条関係」を「第12条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に第1条又は第2条による改正前の兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則又は兵庫県立文化会館の管理に関する規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則又は兵庫県立文化会館の管理に関する規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

~~~~~

兵庫県立海洋体育館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月29日

兵庫県教育委員会  
委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第 9 号

兵庫県立海洋体育館管理規則等の一部を改正する規則

(兵庫県立海洋体育館管理規則の一部改正)

第 1 条 兵庫県立海洋体育館管理規則 (昭和59年兵庫県教育委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「あつて」を「あつて」に改める。

第 6 条第 1 項中「様式第 1 号。以下」を「様式第 1 号) 又は兵庫県立海洋体育館利便施設事業申請書 (様式第 1 号の 2) (以下これらを)」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 兵庫県立海洋体育館利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

第 8 条 4 項中「あつた」を「あつた」に改める。

第 12 条中「第 8 条第 3 項」を「第 8 条第 3 項本文」に改める。

様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 号の 2 (第 6 条—第 8 条関係)

兵庫県立海洋体育館利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 ( ) - 番

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 利 便 施 設 の 用 途 |                 |
| 事業を行おうとする利便施設 |                 |
| 事業を行おうとする期間   | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 備 考           |                 |

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

(兵庫県立総合体育館管理規則の一部改正)

第 2 条 兵庫県立総合体育館管理規則 (昭和60年兵庫県教育委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「様式第 1 号。以下」を「様式第 1 号) 又は兵庫県立総合体育館利便施設事業申請書 (様式第 1 号の 2) (以下これらを)」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「利用許可申請書」を「兵庫県立総合体育館利用許可申請書」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 兵庫県立総合体育館利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

第 7 条中「、利用許可申請書又は受講許可申請書を受理した場合において」を削る。

第 11 条中「第 8 条第 3 項」を「第 8 条第 3 項本文」に改める。

様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 号の 2 (第 6 条—第 8 条関係)

兵庫県立総合体育館利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 ( ) - 番

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 利 便 施 設 の 用 途 |                 |
| 事業を行おうとする利便施設 |                 |
| 事業を行おうとする期間   | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 備 考           |                 |

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

(兵庫県立奥猪名健康の郷<sup>さと</sup>管理規則の一部改正)

第3条 兵庫県立奥猪名健康の郷<sup>さと</sup>管理規則(平成4年兵庫県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「様式第1号。以下」を「様式第1号)又は兵庫県立奥猪名健康の郷<sup>さと</sup>利便施設事業申請書(様式第1号の2)(以下これらを)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 兵庫県立奥猪名健康の郷<sup>さと</sup>利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

第7条「、利用許可申請書を受理した場合において」を削る。

第10条中「第7条第3項」を「第7条第3項本文」に改める。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2(第6条―第8条関係)

兵庫県立奥猪名健康の郷<sup>さと</sup>利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 ( ) - 番

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 利 便 施 設 の 用 途 |                 |
| 事業を行おうとする利便施設 |                 |
| 事業を行おうとする期間   | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 備 考           |                 |

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

(兵庫県立武道館管理規則の一部改正)

第4条 兵庫県立武道館管理規則(平成14年兵庫県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「様式第1号。以下」を「様式第1号)又は兵庫県立武道館利便施設事業申請書(様式第1号の2)(以下これらを)」に改め、同条中第5項を第6項とし、同条第2項中「利用許可申請書」を「兵庫県立武道館利用許可申請書」に改め、同項から同条第4項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 兵庫県立武道館利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

第7条「、利用許可申請書又は受講許可申請書を受理した場合において」を削る。

第14条中「第11条第3項」を「第11条第3項本文」に改める。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2（第6条―第8条関係）

兵庫県立武道館利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） - 番

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 利 便 施 設 の 用 途 |                 |
| 事業を行おうとする利便施設 |                 |
| 事業を行おうとする期間   | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 備 考           |                 |

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。